

Client Alert

15 November 2021

本アラートに関する お問い合わせ先



潘怡安
パートナー
+86 21 5368 4080
Frank.Pan@bakermckenziefexun.com



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.tabashi@bakermckenzie.com



松本 泉
カウンセラー
+81 3 6271 9720
izumi.matsumoto@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9900
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

中国「外国の法律及び措置の不当な域外適用を 阻止する規則」の概要

2021年1月9日、中国商務部（以下「商務部」）は、外国法の不当な域外適用に対抗することを目的とした「ブロッキング規則」の中国版である「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則¹」（以下「本規則」）を公布し、即日施行した。

概して、本規則は、実際に執行するための規則というよりも、戦略的な抑止を目的とした政治的色彩が強いものであるように見えるものの、本規則の施行が、多国籍企業や現地の中国企業が既に理解と対応に苦慮している貿易コンプライアンスを、さらに複雑化させることは疑いの余地がない。

本規則は、カナダ及び欧州連合において策定済みの同種ルールを参考としているように見受けられる。従って、本規則は、他の中国の法令と同様に不明確さを残す規定となっているものの、本規則とその他の国のブロッキング規則との間における類似点を検討することで、本規則の運用につき一定の示唆を得ることができる可能性がある。

上記を前提とした上で、本規則についての初期的考察は以下の通りである。

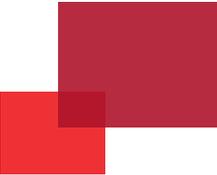
ブロッキング規則の対象となる「不当な」外国法令

本規則は、中国の当事者と第三国の相手方との貿易取引を不当に禁止し、又は制限することとなる外国法令の域外適用のみを適用対象とする。問題となる外国の措置の正当性は、国際法の一般原則、中国の国家安全保障、中国の企業と個人の利益を含む事情等を総合的に考慮して、商務部その他の中国当局により決定される。

本規則の適用対象となる外国の措置には、域外適用される米国を含む中国以外の国による制裁及び輸出規制であって、中国の企業が、第三国の企業と取引することを禁止され、又は当該企業と取引するために外国の政府・企業に対し許可の申請を要するとされるものが含まれる。

但し、当該外国の措置が、中国の企業との貿易を特に制限することを意図したものである場合であっても、必ずしも本規則の適用を受ける外国法令になるとは限らない。例えば、中国企業を軍事エンドユーザーとして指定する米国輸出管理規則（Export Administration Regulations (EAR)）に基づく軍事エンドユーザー規則や、新疆生産建設兵団（XPCC）などの中国企業をリスト化するグローバル・マグニツキー法は、必ずしも本規則の対象になるとは

¹ 日本語の条文については、例えば、CISTEC「中国商務部による《外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則》の公布施行について」3-6頁等を参照。
<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/34-20200113.pdf>



限らない（但し、これらの措置に基づき取引を停止した企業が「信頼できないエンティティリスト」に記載され、規制される可能性はある）。

ブロッキング規則の対象となった場合の具体的義務内容について

1. 報告義務

この義務は、中国の企業（外国法人の中国子会社を含む）又は中国人民に対して適用される。

上記中国の当事者は、中国の当事者と第三国の当事者との取引に影響を与える対象外国法令又はそれに基づく措置について、当該法令が影響を与えたときから 30 日以内に中国当局に報告する義務を負う。

実際に報告義務を生じさせる事象は、本規則において明確に定められていない。外国の制裁又は輸出管理法により制限的な影響を受け得ることを単に知っているだけでは、当該報告義務が生じると解される可能性は低い。しかし、仮に外国の親会社が指示その他の正式なコミュニケーションを発出し、中国における子会社に対し、外国規制の遵守を確保するために特定の取引から撤退することを義務づけた場合、本規則に基づく報告義務の対象となる可能性が非常に高い。

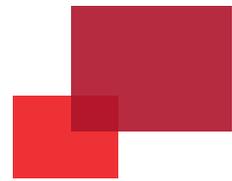
もっとも、本報告義務違反（中国当局に当該事実を報告しなかった場合）の帰結については、本規則において非常に曖昧に記述されているのみである。すなわち、商務部は、是正措置を命ずる警告文書を発出し、必要がある場合には、「違反行為の程度に応じて」（定義されていない）罰則を科すことができることとされている。理論上、商務部は新たな罰則を設ける権限を有しないため、既に存在する罰則のいずれかが科されると考えられるが、当該違反行為が既存の罰則のうちのいずれの類型に分類されるかについては明らかになっていない。

2. 「不遵守」命令（外国法を遵守しない義務を課す命令）

中国当局は、特定の対象外国法令及び関連する措置の遵守を禁止する命令（個別に例外を付与する場合を除く）を発することができる。不遵守義務の対象となる外国法令又は措置の範囲は、商務部が発する不遵守命令の内容に従う（なお、明確なタイムラインは存在しないと思われる）。

この点に関し本規則は明確ではないが、こうした不遵守義務が課されるのは中国の企業・人民のみならず、外国人（法人を含む）も含まれるようである。本規則において特に定められてはいないが、外国企業が、対象外国措置を遵守することに関し異議を申し立てられるケースとしては、例えば、(1) 中国子会社の親会社が、米国の制裁リスクを回避するため、中国子会社に対し、第三国の顧客との取引から撤退することを求める指示を出した場合、又は、(2) 外国のサプライヤーが、その後に行われる当該製品の再販売が米国制裁法の違反を惹起する可能性があることを知り、中国の顧客に製品を供給することを拒否した場合、といったことが含まれる可能性がある。

本規則自体は、どのような行為がこの不遵守命令における「遵守」を構成するか（したがって、中国の規則違反とされるか）については詳述していない。この点について重要な論点は、ある企業が、米国の制裁又は輸出管理規則の遵守に加えて、正当な業務上の理由により第三国の顧客との取引を拒んだ場合、当該正当な業務上の理由の存在が、当該企業を本規則の対象とならない



と解釈する十分な根拠となるか否かである。他国（カナダ等）における類似のブロッキング規則の下では、こうした企業は、米国法を遵守することが取引拒否の理由の1つである限り、なお責任を負うとしている。本規則に基づく不遵守命令がこの点を明確にすることは想定できないものの、実務上は、企業間で行われる取引拒絶に関係する全てのコミュニケーションについて、その表現の方法などに関して慎重に検討することが非常に有用であろう。

不遵守義務に違反した場合の法律上の帰結は前項の報告義務違反の帰結の場合と同様であるが、罰則を含め法的帰結が中国の企業（外国法人の子会社を含む）又は人民に対してのみ適用されることに注意が必要である（つまり、商務部は、本規則の違反を理由として外国企業を処罰することはできない）。しかしながら、下記で詳述するように、外国企業は、当該外国の措置を遵守したことにより中国の当事者に生じた損害の回復を図るために、中国の当事者から中国国内で訴訟提起される可能性がある点には留意が必要である。

3. 外国裁判所の判断の執行阻止

商務部は、外国の法令又は措置を特定した上で、それに基づいて下された外国裁判所の判断が中国において承認又は執行できない旨の命令を発する権限を有する。

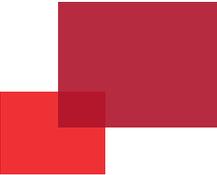
この対抗措置は、カナダ及び欧州連合のブロッキング規則から示唆を得たもののように見える。ただし、中国企業に域外適用された外国の制裁又は輸出規制に関する措置のうち、実際にどの程度外国の裁判所において訴訟提起されるかについては留意する必要があるであろう。例えば、カナダのブロッキング規則の対象となる米国の制裁措置にはヘルムス・バートン法が含まれており、その結果、キューバにおけるカナダ関連当事者の財産が没収されることがあるため、これを巡って米国の裁判所に訴訟が提訴されることが想定されることから、カナダのブロッキング規則の下では、このような訴訟は比較的起りやすいとみられる。

本規則により、外国裁判所の判決が承認されない場合には、当該外国判決における被告たる中国当事者は、本規則上、当該外国裁判手続の原告に対し、中国の裁判所において訴訟を提起する権利を有する。これにより、中国の当事者には、当該外国裁判所の判決の執行によって受けた損害を回復する機会が与えられる。ただし、外国の制裁又は輸出規制に係る問題に関して、中国企業に対し外国裁判所における訴訟が提起される見込み小さい場合には、実務上は、この「クローバック」条項に特段の意味があるとはいえない。

4. 不遵守命令違反の相手方に対する損害賠償請求権

中国の当事者は、外国裁判所の判決の効力を中立化させるための訴えを提起する権利のほか、当該不遵守命令の対象となる外国の措置を遵守した当事者（外国会社の可能性もある）に対し、中国国内の裁判所において損害賠償請求を行う独立した権利を有する。当該請求の根拠は、当該当事者が対象となる外国措置を遵守したことにより中国の会社に損害が生じていることである。

理論上は、商務部の発する下位法令である本規則は、損害賠償請求の新たな根拠法令にはなり得ない。したがって、中国企業により当該損害賠償請求が提起される場合、既存の適用される法令を根拠とした、契約違反又は不法行為に基づく請求となる。もっとも、こうした訴訟において、新たな外国の輸出管理規制又は制裁措置が定められた場合、又は当該外国の輸出管理規制



又は制裁措置につき相手方が遵守しなかった場合に、一方当事者に取引を終了させることを認める契約中の「不可抗力」条項又は「輸出管理遵守条項」は、中国の国内裁判所で無効と判断されるおそれがある。そのため、例えば仮定のケースとして、外国会社が、当該外国会社の中国の顧客が当該外国制裁の対象となる当事者に製品を転売することを知り、当該中国顧客との契約を終了させるために「不可抗力」又は「輸出遵守条項」の適用を主張したとしても、当該主張が認められず、当該外国会社は、中国国内裁判所において敗訴する可能性がある。

対応策

1. 本規則の対象となる可能性のある取引を特定する。対象となり得る取引としては、(1) 外国の輸出規制又は制裁法令上のリスクへの配慮が必要とされる、中国企業（外国法人の中国の子会社を含む）と第三国の企業との間の直接の取引、(2) 第三国における事業について外国の輸出規制又は法令遵守に関するリスクへの配慮が必要とされる、中国企業に対して品目を供給する企業との取引、が含まれる。
2. 多国籍グループ内のコミュニケーションが本規則が定める報告義務の対象となると認められるおそれを低減するため、外国の輸出規制又は制裁に関連する全てのコミュニケーションの方法について十分な注意を払うことが望ましい。
3. 米国 EAR 又は制裁の適用可能性から停止済みの取引について、遡及的に本規則が適用される可能性は低い。しかしながら、現時点で継続している取引を停止する、または新たな取引の実施を拒否する場合には、そのような決定が正当なビジネス上の理由によって裏付けられ、その理由が十分に文書化されていることを確認することが望ましい。
4. 中国企業は、本規則が、行政罰・刑事罰、グローバルサプライチェーンの寸断を含む、外国の輸出規制又は制裁に違反することにより生ずる自社に生じ得るあらゆる損害に対する十分な保護を提供しているか否か（すなわち、外国の輸出規制又は制裁に違反することにつき、経済合理性を含む総合的な合理性が認められるか）について、十分な分析を行うことが望ましい。

最後に、中国政府によるこうした新たな動きは、多国籍企業の現地法人レベルにおける、中国特有の輸出管理と制裁に関するマニュアル、方針、研修プログラムの維持の重要性を再度強調するものである。

本規則に関する質問や、さらに詳しい情報が必要な場合は、本アラートのお問合せ先の専門家まで、お気軽にお問い合わせください。